

○海上保安庁告示第103号

水路業務法施行令（平成13年政令第433号）第1条の表備考第1号の規定に基づき、昭和55年海上保安庁告示第71号の全部を次のように改正し、平成14年4月1日から施行する。

平成14年4月1日

海上保安庁長官 縄野 克彦

平均水面、最高水面及び最低水面の高さに関する告示

水路業務法施行令（平成13年政令第433号）第1条に規定する平均水面、最高水面及び最低水面の高さ（以下「平均水面等の高さ」という。）は、インターネット上の海上保安庁ホームページ（<http://www.kaiho.mlit.go.jp/>）に掲げるとおりとする。

平均水面等の高さは、インターネットを利用して閲覧に供するほか、海上保安庁海洋情報部及び管区海上保安本部海洋情報部において一般の閲覧に供する。